別表第１備考８の表SG4の項中「等級が2.3の高圧ガスに代えて」を削る。

別表第１備考８の表SG5の項中「毒物に代えて」を削る。

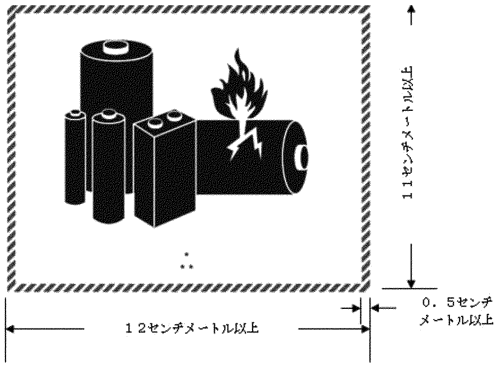
別表第１備考８の表SG6の項中「高圧ガスに代えて」を削る。

別表第１備考８の表SG68の項中「腐食性物質に代えて」を削る。

別表第１備考８の表SG72Iの項の次に次のように加える。

SG72J	国連番号が3392、3393、3394、3395、3396、3397、3398、3399及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72K	国連番号が3391、3393、3394、3395、3396、3397、3398、3399及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72L	国連番号が3391、3392、3394、3395、3396、3397、3398、3399及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72M	国連番号が3391、3392、3393、3395、3396、3397、3398、3399及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72N	国連番号が3391、3392、3393、3394、3396、3397、3398、3399及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72O	国連番号が3391、3392、3393、3394、3395、3397、3398、3399及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72P	国連番号が3391、3392、3393、3394、3395、3396、3398、3399及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72Q	国連番号が3391、3392、3393、3394、3395、3396、3397、3399及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72R	国連番号が3391、3392、3393、3394、3395、3396、3397、3398及び3400の危険物と隔離することを要しない。
SG72S	国連番号が3391、3392、3393、3394、3395、3396、3397、3398及び3399の危険物と隔離することを要しない。

別表第１備考10の表SP188の項を次のように改める。

SP188	次に掲げる要件を満たすものは、危険物に該当しない。 (1)　リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池にあっては、リチウム含有量が1ｇ以下であり、リチウムイオン単電池にあっては、ワット時間が20Wh以下であること。 (2)　リチウム金属組電池又はリチウム合金組電池にあっては、総リチウム含有量が2ｇ以下であり、リチウムイオン組電池にあっては、ワット時間が100Wh以下であること。この要件に該当するリチウムイオン電池（平成21年１月１日前に製造されたものを除く。）については、外装ケースにワット時間を表示すること。 (3)　単電池及び組電池は、IMDGコード2.9.4.1及び2.9.4.5の規定に適合するものであること。 (4)　単電池及び組電池（装置に組み込まれたものを除く。）は、その単電池及び組電池を完全に密閉することができる内装容器に収納され、かつ、短絡しないように保護されていること（これには、同一容器内での短絡を誘発する可能性のある伝導性のあるものとの接触防止も含まれる。）。内装容器は強固な外装容器に収納されていること。 (5)　装置に組み込まれている場合は、単電池及び組電池は損傷及び短絡から保護され、かつ、その装置は不慮の作動を防止する効果的な手段が備えられたものであること（ただし、電波式固体識別装置（FRID）、時計、感知器等、輸送中に意図的に作動されるものであって危険な発熱を引き起こすことのない装置を除く。）。電池が装置に組み込まれている場合には、その装置は、その容量及び意図される使用方法について適切な強度及び構造を有する適当な資材で製作された強固な外装容器に収納されていること（電池が装置により同等の保護がなされている場合を除く。）。 (6)　総質量（容器の質量を含む。）が30kg以下であること（装置に組み込まれたもの及び装置と共に包装されたものを除く。）。 (7)　外装容器には、次の表示を見やすい箇所に付すこと（ボタン形電池が組み込まれている装置又は部品を収納する容器及び単電池又は組電池が組み込まれた装置又は部品を収納する容器であって、電池の総数が単電池にあっては4以下、組電池にあっては2以下のものを除く。）。  注１　下部の白地の★に「ＵＮ」の文字に続けて国連番号を、★★に追加情報問い合わせのための電話番号を記入すること。 注２　「リチウム含有量」とは、リチウム金属単電池又はリチウム合金単電池の陽極中に含まれるリチウムの質量をいう。リチウム金属電池及びリチウムイオン電池については、各輸送モード間でのこれらの電池の輸送を容易にするため及び異なる非常措置活動が適用されるために、別の品名が存在する。

部　分	色　彩
地	白
線	赤
記　号	黒

別表第１備考10の表SP225の項中「製造国」の下に「又は使用国」を加える。

別表第１備考10の表SP236の項一(二)中「引火性液体類」の下に「又は備考2(4)(i)の可燃性物質」を加える。

別表第１備考10の表SP240の項４の次に次のように加える。

５　自動車の走行又は人命の安全を保持するために当該自動車で使用するものであって、脱落することがないよう確実に取り付けられているものは、危険物に該当しない（別段の定めがあるものを除く。）。

別表第１備考10の表SP244の項中「含む。」の下に「石灰化等により水分が除かれている場合を除き、積荷前には、周囲温度まで冷却すること。ばら積み貨物を含む貨物輸送ユニットは十分に換気され、かつ、水の進入を防ぐものとすること。」を加える。

別表第１備考10の表SP289の項中「3278」を「3268」に改める。